議案第38号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市税条例等の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分(向日市税条例等の一部を改正する条例)したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年6月1日提出

向日市長 安田 守

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のと おり専決処分する。

向日市税条例等の一部を改正する条例

令和3年3月31日

向日市長 安田 守

条例第15号

向日市税条例等の一部を改正する条例

(向日市税条例の一部改正)

第1条 向日市税条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得が、3 50,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書)

第36条の3の2 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の

現 行

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 略

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみ を課すべきもののうち、前年の合計所得が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び 扶養親族

 σ

数に1を加えた数を乗じて得た金額に100, 000円を加算した金額(その者が同一生計配 偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額 に210,000円を加算した金額)以下であ る者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書)

第36条の3の2 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信の技術を利用する方法であって施行 規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶 養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第 1項の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第2 03条の7の規定の適用を受けるものを除く。 以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢1 6歳未満の者に限る。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で 市内に住所を有するものは、当該申告書の提出 の際に経由すべき所得税法第203条の6第 1項に規定する公的年金等の支払者(以下この 条において「公的年金等支払者」という。)か ら毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の 前日までに、施行規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的 年金等支払者を経由して、市長に提出しなけれ ばならない。

 $(1) \sim (3)$ 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が今第48条の9の7の3において準用する今第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払

情報通信の技術を利用する方法であって施行 規則で定めるものをいう。次条第4項

_____において同じ。) により提供することができる。

5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第 1項の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地にお いて同項に規定する公的年金等(所得税法第2 03条の7の規定の適用を受けるものを除く。 以下この項において「公的年金等」という。) の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対 象扶養親族を除く。)を有する者(以下この 条において「公的年金等受給者」という。)で 市内に住所を有するものは、当該申告書の提出 の際に経由すべき所得税法第203条の6第 1項に規定する公的年金等の支払者(以下この 条において「公的年金等支払者」という。)か ら毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の 前日までに、施行規則で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的 年金等支払者を経由して、市長に提出しなけれ ばならない。

(1)~(3) 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払

者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁 的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

- 第53条の8 第53条の7の規定により徴収 すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる 税額とする。
 - (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した 次条第1項の規定による申告書(以下<u>この</u> 条、次条第2項及び第3項並びに第53条の 10第1項において「退職所得申告書」とい う。)に、その支払うべきことが確定した年 において支払うべきことが確定した他の退 職手当等で既に支払いがされたもの(次号及 び次条第1項において「支払済の他の退職手 当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第5 3条の3及び第53条の4の規定を適用し て計算した税額
 - (2) 略
- 2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

- 2 略
- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法

者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

- 第53条の8 第53条の7の規定により徴収 すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる 税額とする。
 - (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した 次条第1項の規定による申告書(以下本条、 次条第2項及び 第53条の 10第1項において「退職所得申告書」とい う。)に、その支払うべきことが確定した年 において支払うべきことが確定した他の退 職手当等で既に支払いがされたもの(次号及 び次条第1項において「支払済の他の退職手 当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第5 3条の3及び第53条の4の規定を適用し て計算した税額
 - (2) 略
- 2 略

(退職所得申告書)

第53条の9 略

2 略

により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2 項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

- 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対して課する環境性能割の税率は、当 該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項(同条第4項<u>又は第</u> <u>5項</u>において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) 法第451条第2項(同条第4項<u>又は第</u> <u>5項</u>において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわら

(環境性能割の税率)

- 第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽 自動車に対して課する環境性能割の税率は、当 該各号に定める率とする。
 - (1) 法第451条第1項(同条第4項____ において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受けるもの 100分の1
 - (2) 法第451条第2項(同条第4項_____ において準用する場合を含む。)の規定 の適用を受けるもの 100分の2
 - (3) 略

附則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者 のうち、その者の前年の所得について第33条 の規定により算定した総所得金額、退職所得金 額及び山林所得金額の合計額が、350,00 0円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1

を加えた数を乗じて得た金額に100,000 円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32 0,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわら

ず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の 4第3項の規定に該当する場合における第3 4条の2の規定による控除については、その者 の選択により、同条中「同条第1項」とあるの は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「ま で」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4 第3項の規定により読み替えて適用される法 第314条の2第1項(第2号に係る部分に限 る。)」として、同条の規定を適用することが できる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2 略

- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ニに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第2号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は4分の3とする。
- 6 法附則第15条第27項第2号ハに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は4分の3とする。

ず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を 除く。)を課さない。

2及び3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の 4第3項の規定に該当する場合における第3 4条の2の規定による控除については、その者 の選択により、同条中「同条第1項」とあるの は「同条第1項(第2号を除く。)」と、「ま で」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4 第3項の規定により読み替えて適用される法 第314条の2第1項(第2号に係る部分に限 る。)」として、同条の規定を適用することが

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2 略

- 3 法附則第15条第30項第1号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号ニに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第2号イに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は4分の3とする。
- 6 法附則第15条第30項第2号ハに規定す る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は4分の3とする。

る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。

- 8 法<u>附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 1 1 法<u>附則第15条第46項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は0とする。
- 12及び13 略

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5</u> <u>年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に 関する用語の意義)

- 第11条 次条から附則第14条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に掲げる規定に定めるところによる。
 - (1)~(7) 略
 - (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則</u> 第19条の3第5項

(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認め られる地域において地価が下落し、かつ、市長 が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第 1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該 年度分の固定資産税の課税標準とすることが 固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認 める場合における当該土地に対して課する固 定資産税の課税標準は、第61条の規定にかか わらず、令和4年度分又は令和5年度分 の固 る設備について同号に規定する市町村の条例 で定める割合は2分の1とする。

- 8 法<u>附則第15条第30項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 1 1 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町 村の条例で定める割合は0とする。
- 12及び13 略

(土地に対して課する<u>平成30年度から令和</u> <u>2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に 関する用語の意義)

- 第11条 次条から附則第14条までにおいて、 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に掲げる規定に定めるところによる。
 - (1)~(7) 略
 - (8) 平成5年度適用市街化区域農地 法<u>附則</u> 第19条の3第4項

(平成31年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると認め られる地域において地価が下落し、かつ、市長 が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第 1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該 年度分の固定資産税の課税標準とすることが 固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認 める場合における当該土地に対して課する固 定資産税の課税標準は、第61条の規定にかか わらず、平成31年度分又は令和2年度分の固 定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則 第17条の2第1項に規定する修正価格をい う。)で土地課税台帳等に登録されたものとす る。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和</u> 4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地 であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなる ものに対して課する同年度分の固定資産税の 課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修 正された価格(法附則第17条の2第2項に規 定する修正された価格をいう。)で土地課税台 帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和</u> <u>5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5 年度まで の各年度分の固定資産税の額は、当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3の2の 規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ の条において同じ。) に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産 税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標 準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則 第17条の2第1項に規定する修正価格をい う。)で土地課税台帳等に登録されたものとす る。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成</u> 31年度適用土地又は平成31年度類似適用 土地であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなる ものに対して課する同年度分の固定資産税の 課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修 正された価格(法附則第17条の2第2項に規 定する修正された価格をいう。)で土地課税台 帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令

和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和 2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当 該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の3の2の 規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ の条において同じ。)に100分の5を乗じて 得た額を加算した額

一(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る

当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分
 - の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同項の 規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に1 0分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とする。

- 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同項の 規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に1 0分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額に満たない場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 令和3年度から令和5年度まで の各年度分 の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は附則第15条から第1 5条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、前年度分の固定資産税の課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年 度から令和5年度まで の各年度分の固定資 産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて 得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 とする。
- 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法</u> <u>律(令和3年法律第 号)附則第14条</u>の規 定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税については、法附則第 18条の3(法附則第21条の2第2項におい

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわら ず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3又は附則第15条から第1 5条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、前年度分の固定資産税の課税標 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした場合にお ける固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30 年度から令和2年度までの各年度分の固定資 産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて 得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受け る商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 とする。
- 第12条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法</u> <u>律(平成30年法律第3号)附則第22条</u>の規 定に基づき、<u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の固定資産税については、法附則第 18条の3(法附則第21条の2第2項におい

て準用する場合を含む。) の規定を適用しない こととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5

年度まで の各年度分の固定資産税の特例) 第13条 農地に係る令和3年度から令和5年 度まで の各年度分の固定資産税の額は、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける農地であるときは、当 該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額。以下この項において同じ。) に、 当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる 負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負 担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定 資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課 税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に

略

調整固定資産税額とする。

おける固定資産税額(以下「農地調整固定資産

税額」という。)を超える場合には、当該農地

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年 度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5 年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農 地に対して課する固定資産税の額は、附則第1 3条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地 の固定資産税の課税標準となるべき価格の3 て準用する場合を含む。) の規定を適用しない こととする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から令和</u> <u>2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2</u> <u>年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が 当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける農地であるときは、当 該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)に、 当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる 負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負 担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定 資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額(以下「農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該農地 調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年 度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5 年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農 地に対して課する固定資産税の額は、附則第1 3条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地 の固定資産税の課税標準となるべき価格の3 分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2及び3 略

4 令和2年度分の固定資産税について向日市 税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例 第 号) による改正前の向日市税条例 (以下「令 和3年改正前の条例」という。) 附則第13条 の2第3項において準用する同条第1項ただ し書の規定の適用を受けた市街化区域農地に 対して課する令和3年度分の固定資産税の額 は、前項の規定により算定した当該市街化区域 農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当 該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定 資産税に係る令和3年改正前の条例附則第1 3条の2第3項において準用する同条第1項 ただし書に規定する固定資産税の課税標準と なるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3年度分の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額を超える 場合には、当該固定資産税額とする。

第13条の3 市街化区域農地に係る<u>令和3年</u> <u>度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当該市 分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

略

2及び3 略

第13条の3 市街化区域農地に係る<u>平成30</u> 年度から令和2年度までの各年度分の固定資 産税の額は、前条の規定により算定した当該市

街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定 資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標 準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格の3 分の1の額に100分の5を乗じて得た額を 加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっ ては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資 産税額」という。)を超える場合には、当該市 街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る令和4年度分及び令和5年度分

一一の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域 農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域農 地であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にかかわらず、 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当

該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける 市街化区域農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街 化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資 産税額」という。)を超える場合には、当該市 街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成30年度から令和2年度までの各 年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき価格の3分の1の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域 農地が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3又は附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域農 地であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第13条の2第13条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第63条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第13条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地 評価土地の取得のうち平成18年1月1日か

当該固定資産税額とする。

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条、第13条の 2又は第13条の3の規定の適用がある各年度 分の固定資産税に限り、第63条に規定する固 定資産税の課税標準となるべき額は、附則第1 2条、第13条又は第13条の3の規定の適用 を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地につ いてはこれらの規定に規定する当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額によるものと し、附則第13条の2の規定の適用を受ける市 街化区域農地(附則第13条の3の規定の適用 を受ける市街化区域農地を除く。)については同 条第1項

に規定するその

年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 』

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地 評価土地の取得のうち平成18年1月1日か

ら令和6年3月31日までの間にされたもの に対して課する特別土地保有税については、第 137条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課 税標準となるべき価格(法附則第11条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合にお ける課税標準となるべき価格をいう。) に2分 の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の3 8第1項に規定する価格」とあるのは「令第5 4条の38第1項に規定する価格(法附則第1 1条の5第1項の規定の適用がないものとし た場合における価格をいう。) に2分の1を乗 じて得た額」とする。

$3\sim5$ 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条 │第15条の3 法第451条第1項第1号(同条 第4項又は第5項において準用する場合を含 む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の ものに限る。以下この条において同じ。) に対 しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和 元年10月1日から令和3年12月31日ま での間(附則第15条の7第3項において「特 定期間」という。)に行われたときに限り、第 80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税 の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3の2 略

2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により 行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項 (同条第2項又は第3項において準用する場 合を含む。)又は法第451条第1項若しくは 第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項|

ら令和3年3月31日までの間にされたもの に対して課する特別土地保有税については、第 137条第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課 税標準となるべき価格(法附則第11条の5第 1項の規定の適用がないものとした場合にお ける課税標準となるべき価格をいう。)に2分 の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の3 8第1項に規定する価格」とあるのは「令第5 4条の38第1項に規定する価格(法附則第1 1条の5第1項の規定の適用がないものとし た場合における価格をいう。) に2分の1を乗 じて得た額」とする。

$3\sim5$

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第4項 において準用する場合を含 む。) に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の ものに限る。以下この条において同じ。) に対 しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和 元年10月1日から令和3年3月31日 ま での間(附則第15条の7第3項において「特 定期間」という。)に行われたときに限り、第 80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税 の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の3の2 略

2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により 行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関 し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項 (同条第2項 において準用する場 合を含む。)又は法第451条第1項若しくは 第2項(これらの規定を同条第4項

において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号 の指定(次項から第8項までにおいて「初回車 両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条 の規定の適用については

、当該

軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和3年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。 において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3及び4 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号 の指定(次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車 両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条 の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31年4月1日から令和2年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令 和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該 軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和3年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。 略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に 掲げる法第446条第1項第3号に規定する ガソリン軽自動車(以下この条 において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪 以上のものに対する第82条の規定の適用に ついては _________

____、当該ガソリ

ン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のも の(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については_

、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に 掲げる法第446条第1項第3号に規定する ガソリン軽自動車(以下この項及び次項におい て「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪 以上のものに対する第82条の規定の適用に ついては、当該ガソリン軽自動車が平成31年 4月1日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和2年 度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年 3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、本の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に 掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のも の(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当 該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自 動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年6月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

5 略

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に 掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回

車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借 入金等特別税額控除の特例)

第24条 略

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借 入金等特別税額控除の特例)

第24条 略

(向日市都市計画税条例の一部改正)

第2条 向日市都市計画税条例(昭和42年条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正

現 行

附則

(法<u>附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。

(法<u>附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和</u> <u>5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度ま で の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅 地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計 画税について法第702条の3の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に1 00分の5を乗じて得た額を加算した額(令和 3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の 都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該

年度分の都市計画税の課税標準となるべき額

附則

(法<u>附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)

2 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。

(法<u>附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)

3 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村 の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令</u>和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

4 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅 地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に 係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計 画税について法第702条の3の規定の適用 を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条 に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に1 00分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該

年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額

とした場合における都市計画税額(以下「宅地 等調整都市計画税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商 業地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額を超 える場合には、前項の規定にかかわらず、当該 都市計画税額とする。

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に 係る令和4年度分及び令和5年度分

一の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける宅 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額に満たな い場合には、附則第4項の規定にかかわらず、 当該都市計画税額とする。

- とした場合における都市計画税額(以下「宅地 等調整都市計画税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第18項を除く。)又は附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商 業地等であるときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき額とした場合における都市計画税額を超 える場合には、前項の規定にかかわらず、当該 都市計画税額とする。
- 6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 令和3年度から令和5年度まで の各年度分 の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る合和3年 度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 9 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年</u> <u>法律第 号)附則第14条</u>の規定に基づき、 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分 の都市計画税については、法附則第25条の3 (法附則第27条の4の2第2項において準

- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3(第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける商業地等であるときは、当該 課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30 年度から令和2年度までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格に10分の7を乗 じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3(第18項を 除く。)又は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける商業地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額とする。
- 9 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30</u> 年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、 平成30年度から令和2年度までの各年度分 の都市計画税については、法附則第25条の3 (法附則第27条の4の2第2項において準

用する場合を含む。) の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5</u> 年度まで の各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る令和3年度から令和5年度ま で の各年度分の都市計画税の額は、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額。以下この項におい て同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の 左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右 欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都 市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下「農地 調整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

- 11 略
- 12 市街化区域農地に係る<u>令和3年度から令</u> <u>和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第13条の 2の規定の例により算定した当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

用する場合を含む。) の規定を適用しないこと とする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から令和</u> 2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度</u> までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地 に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度 分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該 年度分の固定資産税について法第349条の 3(第18項を除く。)又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける農地 であるときは、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額。

_____)に、当該農地の当該年度の次の表の 左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右 欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下「農地 調整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該農地調整都市計画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

- 11 略
- 12 市街化区域農地に係る<u>平成30年度から</u> <u>令和2年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により市税条例附則第13条の 2の規定の例により算定した当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該

市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格の3分の2の 額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額 (令和3年度分の都市計画税にあっては、 前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該市 街化区域農地が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3(第18項を除く。)又 は附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける市街化区域農地であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得 た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「市街化区域 農地調整都市計画税額」という。)を超える場 合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額 とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農 地に係る令和4年度分及び令和5年度分

一の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前

市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に 係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当 該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格の3分の2の 額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額

(当該市街

化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前

項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 14及び15 略
- 16 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15</u> 項から第19項まで、第21項、第22項、第 26項、第29項、第33項から第35項まで、 第37項から第39項まで、第42項若しくは 第43項、第15条の2第2項、第15条の3 又は第63条の規定の適用がある各年度分の 都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第33項又は附則 第15条から第15条の3まで若しくは第6 3条」とする。

項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

- 14及び15 略
- 16 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18</u>項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(向日市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 向日市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第15号)の一部を 次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正

第2条 向日市税条例等の一部を改正する条例 の一部を次のように改正する。

中 略

第48条第1項中「第4項、第19項、第2 2項及び第23項」を「第31項、第34項及 び第35項」に、「第10項、第11項及び第 13項」を「第9項、第10項及び第12項」 に、「第4項、第19項及び第23項」を「第 31項及び第35項」に、「同条第22項」を 「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後 段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5 項及び第11項又は第68条の91第4項及 現 行

第2条 向日市税条例等の一部を改正する条例 の一部を次のように改正する。

中 略

第48条第1項中「第4項、第19項、第2 2項及び第23項」を「第31項、第34項及 び第35項」に、「第10項、第11項及び第 13項」を「第9項、第10項及び第12項」 に、「第4項、第19項及び第23項」を「第 31項及び第35項」に、「同条第22項」を 「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後 段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5 項及び第11項又は第68条の91第4項及

び第10項」を「第66条の7第4項及び第1 0項」に、「第321条の8第24項」を「第 321条の8第36項 に改め、同条第3項中 「第66条の9の3第4項及び第10項又は 第68条の93の3第4項及び第10項 を 「第66条の9の3第3項及び第9項」に、 「第321条の8第25項」を「第321条の 8第37項」に改め、同条第4項中「第321 条の8第26項」を「第321条の8第38項」 に改め、同条第5項中「第321条の8第22 項」を「第321条の8第34項」に、「同条 第21項」を「同条第33項」に、「、第4項 又は第19項」を「又は第31項」に、「同条 第23項」を「同条第35項」に、「当該期限」 を「当該提出期限」に改め、同条第6項中「、 第4項又は第19項」を「又は第31項」に、 「同条第22項」を「同条第34項」に、「第 321条の8第23項」を「第321条の8第 35項」に改め、同条第7項中「第321条の 8第22項」を「第321条の8第34項」に、 「、第4項又は第19項」を「又は第31項」 に改め、同項第2号中「第321条の8第23 項」を「第321条の8第35項」に改め、同 条第9項を削り、同条第10項中「第321条 の8第42項」を「第321条の8第60項」 に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第 12項」を「第11項」に改め、同項を同条第 9項とし、同条第11項を同条第10項とし、 同条第12項中「第10項」を「第9項」に改 め、同項を同条第11項とし、同条第13項中 「第10項」を「第9項」に、「第75条の4 第2項」を「第75条の5第2項」に、「第1 0項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を 同条第12項とし、同条第14項を同条第13 項とし、同条第15項中「第13項」を「第1 2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、 同項を同条第14項とし、同条第16項中「第 13項前段|を「第12項前段|に、「第32 1条の8第51項」を「<u>第321条の8第69</u> 項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同

び第10項」を「第66条の7第4項及び第1 0項」に、「第321条の8第24項」を「第 321条の8第36項 に改め、同条第3項中 「第66条の9の3第4項及び第10項又は 第68条の93の3第4項及び第10項 を 「第66条の9の3第3項及び第9項」に、 「第321条の8第25項」を「第321条の 8第37項」に改め、同条第4項中「第321 条の8第26項」を「第321条の8第38項」 に改め、同条第5項中「第321条の8第22 項」を「第321条の8第34項」に、「同条 第21項」を「同条第33項」に、「、第4項 又は第19項」を「又は第31項」に、「同条 第23項」を「同条第35項」に、「当該期限」 を「当該提出期限」に改め、同条第6項中「、 第4項又は第19項」を「又は第31項」に、 「同条第22項」を「同条第34項」に、「第 321条の8第23項」を「第321条の8第 35項」に改め、同条第7項中「第321条の 8第22項」を「第321条の8第34項」に、 「、第4項又は第19項」を「又は 第31項」 に改め、同項第2号中「第321条の8第23 項」を「第321条の8第35項」に改め、同 条第9項を削り、同条第10項中「第321条 の8第42項」を「第321条の8第52項」 に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第 12項」を「第11項」に改め、同項を同条第 9項とし、同条第11項を同条第10項とし、 同条第12項中「第10項」を「第9項」に改 め、同項を同条第11項とし、同条第13項中 「第10項」を「第9項」に、「第75条の4 第2項」を「第75条の5第2項」に、「第1 0項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を 同条第12項とし、同条第14項を同条第13 項とし、同条第15項中「第13項」を「第1 2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、 同項を同条第14項とし、同条第16項中「第 13項前段|を「第12項前段|に、「第32 1条の8第51項」を「<u>第321条の8第61</u> 項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同

項を同条第15項とし、同条第17項中「第1 3項後段」を「第12項後段」に、「第15項」 を「第14項」に、「第75条の4第3項若し くは第6項(同法第81条の24の3第2項に おいて準用する場合を含む。)」を「第75条の 5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を 「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第2項中「、第4項又は第19項」を 「又は第31項」に、「同条第23項」を「同 条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又 は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又 は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同 条第2項又は第4項に規定する申告書を提出 すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結 子法人との間に連結完全支配関係がある連結 親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規 定する連結親法人をいう。以下この項において 同じ。) 若しくは連結完全支配関係があった連 結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、 又は法人税に係る更正若しくは決定を受けた こと。次項第2号において同じ。)」を削り、同 条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は 第31項」に、「第48条の15の5第4項」 を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4 項」を「第48条の15の4第4項」に改め、 同条第4項から第6項までを削る。

中略

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

項を同条第15項とし、同条第17項中「第1 3項後段」を「第12項後段」に、「第15項」 を「第14項」に、「第75条の4第3項若し くは第6項(同法第81条の24の3第2項に おいて準用する場合を含む。)」を「第75条の 5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を 「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。 第50条第2項中「、第4項又は第19項」を 「又は第31項」に、「同条第23項」を「同 条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又 は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又 は第19項|を「又は第31項|に改め、「(同 条第2項又は第4項に規定する申告書を提出 すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結 子法人との間に連結完全支配関係がある連結 親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規 定する連結親法人をいう。以下この項において 同じ。) 若しくは連結完全支配関係があった連 結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、 又は法人税に係る更正若しくは決定を受けた こと。次項第2号において同じ。)」を削り、同 条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は

第31項」に

中 略

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則 (施行期日)

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中向日市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
 - (2) 第1条中向日市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正 規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和 6年1月1日
 - (3) 第1条中向日市税条例附則第10条の2第11項を改める改正 特定都市 河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行 の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の向日市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の向日市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人 の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従 前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定 資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。) 第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡

して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する 先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受 けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税について は、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 この条例による改正後の向日市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後 の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税について は、なお従前の例による。